

NO.103 年金受給者だよりに関するQ&A

令和 7 年 1 月

地方職員共済組合

目 次

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

- 問 1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1
- 問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。…… 1

(2) 源泉徴収票の表示額について

- 問 3 源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。… 2
- 問 4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より減っているのは、なぜですか。…………… 5
- 問 5 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。…………… 6

(3) 源泉徴収票の記載項目について

- 問 6 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。…………… 7
- 問 7 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。…………… 7
- 問 8 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。…………… 8

(4) 定額減税関係

- 問 9 私の定額減税の額はいくらだったのでしょうか。源泉徴収票のどこを見れば分かりますか。…………… 8
- 問 10 私の所得税は3万円以下（住民税は1万円以下）です。減税しきれない残額はどうなるのでしょうか。…………… 9
- 問 11 一昨年の10月に提出した令和6年分扶養親族等申告書では配偶者を申告していませんでしたが、昨年の7月から配偶者を扶養親族としました。年金から配偶者分の減税も受けられていますか。…………… 9
- 問 12 私は年金を受給しながら、勤務しており給与も受けています。勤務先の給与から定額減税の控除を受け、年金からも定額減税の控除を受けています。重複控除になりませんか。…………… 9

(5) その他

- 問 13 10月に「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出
しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。
..... 9
- 問 14 10月に「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出
しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。
..... 10
- 問 15 源泉徴収票をマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば
受け取れますか。 10

2 在職支給停止について

- 問 16 再就職先から令和6年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金
の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。 11

3 その他

- 問 17 年金受給者だよりの右上のQRコードは何ですか。 11

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票をお送りしていません。

また、障害・遺族給付については、非課税ですので、源泉徴収票をお送りしていません。

問2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。

答

再交付いたします。

年金相談窓口（☎03-3261-9850）に電話をかけていただき、「年金関係様式の送付自動受付サービス」から再交付の申込みを行ってください。

なお、お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください。

(参考) 自動音声受付の流れ

(令和6年12月28日受付以降分は令和6年分の源泉徴収票の発行となります。)

- ① 03-3261-9850 に電話をする。☎
- ② 案内ガイダンスが流れるので「1」を押す。ガイダンスの途中で押すことも可能（年金相談窓口受付時間外は①の次に③となる。）。
- ③ 「2」（前年分の源泉徴収票の発行）を押す。
- ④ 「1」を押す。
- ⑤ 「8594」から始まる当共済組合の年金証書記号番号14桁の番号を押す。
- ⑥ 西暦による生年月日を数字8桁で押す。←受付完了
例：昭和30年2月1日の場合は「19550201」と押す。
- ⑦ 令和6年分源泉徴収票を当共済組合に登録されている住所に送付。

(2) 源泉徴収票の表示額について

問3 源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

源泉徴収税額

$$= (\text{年金支給額} - \text{控除額}) \times \text{所得税率} (5\%) \times \text{復興特別所得税分} (102.1\%)$$

(参考)

事例

- ・ 65歳以上で退職共済年金（もしくは老齢厚生年金及び経過的加算額）を受給
- ・ 扶養親族として普通障害に該当する源泉控除対象配偶者がいる
- ・ 各支給期の年金支給額（2ヶ月分）は、283,414円である

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額} (\text{※1}) - (47,500 \text{円} (\text{※2}) \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\%$$

※1 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 支給月数

※2 47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額
(所得税法施行令第319条の6第1項)

〔控除額の計算〕

各支給期の年金支給額（2ヶ月分）283,414円とした場合

(基礎的控除額及び人的控除額は次ページの(参考)をご確認ください。)

- ・ **基礎的控除額** = 283,414円 ÷ 2月 × 25% + 65,000円 = 100,427円
ただし、135,000円未満のため135,000円
- ・ **人的控除額** = 32,500円(源泉控除対象配偶者) + 22,500円(本人以外が普通障害に該当)
= 55,000円
- ・ **控除額** = (135,000円 + 55,000円) × 2月 = 380,000円

〔源泉徴収税額の計算〕

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ 283,414 \text{円} - [380,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})] \} \\ &\quad \times 5\% \times 102.1\% \\ &= \underline{\underline{\text{▲81円 (マイナスのため0円)}}} \end{aligned}$$

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控除額
65歳未満	年金支給額の月額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)
65歳以上	年金支給額の月額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)

○ 人的控除額

区分	内容		控除額
本人	障害者	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦等	寡婦	22,500円
		ひとり親	30,000円
本人以外	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上で所得見積額が 48万円以下の方)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
	障害者(※) (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者(同居)	62,500円
特別障害者(別居)		35,000円	

※ 平成23年度から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

1. 控除対象となる配偶者、扶養親族等の範囲

控除対象となる配偶者（以下の表の①又は②に該当する方をいいます。）、扶養親族等（以下の表の③、④、⑤又は⑥に該当する方をいいます。）の範囲は、以下の表のとおりとなります。

① 源泉控除対象配偶者	<p>受給者（令和6年中の所得の見積額が900万円以下の方に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の方</p> <p>（注）主な所得の計算方法は、次のとおりです。</p> <p>ア 公的年金等の場合……収入金額-公的年金等控除額（*）</p> <p>* 公的年金等控除額は、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。（例 65歳未満で年金額が130万円の場合は60万円、65歳以上で年金額が330万円未満の場合は110万円）</p> <p>イ 給与の場合……収入金額-給与所得控除額（*）</p> <p>* 給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて異なります。</p> <p>詳細は「国税庁のホームページ」または、お近くの税務署で確認してください。</p>
② 老人控除対象配偶者	①の源泉控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①源泉控除対象配偶者欄の（注）と同じです。）
③ 扶 養 親 族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①の源泉控除対象配偶者欄の（注）と同じです。）
④ 控 除 対 象 扶 養 親 族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の方（平成21年1月1日以前に生まれた方）
⑤ 特 定 扶 養 親 族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方）
⑥ 老 人 扶 養 親 族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）
⑦ 障 害 者	<p>受給者本人又は受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和6年中の所得の見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除きます。）や扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方……これにあたる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方……このうち、重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者になります。中度、軽度と判定された方は、普通障害者になります。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方……このうち、障害等級が1級の方は、特別障害者になります。それ以外の方は、普通障害者になります。</p> <p>エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方……このうち、障害の程度が1級又は2級の方は、特別障害者になります。3級から6級までの方は、普通障害者になります。</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方は、特別障害者になります。これ以外の方は、普通障害者になります。</p> <p>カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和35年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている方……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある方は、特別障害者になります。</p>
⑧ 同 居 特 別 障 害 者	⑦の障害者のうち特別障害者に該当する方で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
⑨ 寡 婦 控 除	<p>受給者本人（令和6年中の所得の見積額が500万円以下）で、次に掲げる方</p> <p>ア 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）がある方</p> <p>(7) 夫と死別した後、婚姻していない方</p> <p>(イ) 夫と離婚した後、婚姻していない方</p> <p>(ウ) 夫の生死が明らかでない方</p> <p>イ 上記アに掲げる方のほか、次のいずれかに該当する方</p> <p>(7) 夫と死別した後、婚姻していない方</p> <p>(イ) 夫の生死が明らかでない方</p>
⑩ ひ と り 親 控 除	<p>受給者本人（令和6年中の所得の見積額が500万円以下）が次のいずれかに該当する方で、扶養親族の子または生計を一にする子（令和6年中の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。）がある方</p> <p>ア 配偶者と死別した後、婚姻していない方</p> <p>イ 配偶者と離婚した後、婚姻していない方</p> <p>ウ 配偶者の生死が明らかでない方</p> <p>エ 婚姻歴のない方</p>

（注1）「令和6年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。

（注2）控除対象となる配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。

（注3）年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より減っているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が減額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 前年分と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が増え、源泉徴収税額の算定をする際の人的控除額が増額となったため
- 2 定額減税（※参考）が行われたことより、所得税が減額となったため

（※参考）定額減税とは

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」に基づき、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年分の「所得税」と令和6年分の「個人住民税」について実施された減税制度であり、対象者は国内居住者に限るとされています。

具体的な減税額は次のとおりです。

（1）所得税

次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ①本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3万円
- ②同一生計配偶者又は扶養親族1人につき（※）・・・・・・3万円

※配偶者または扶養親族の合計所得金額がそれぞれ48万円以下の者に限る。

（2）個人住民税

次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の「令和6年分の個人住民税額」を超える場合には、控除される金額は、その個人住民税額が限度となります。

- ①本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1万円
- ②同一生計配偶者又は扶養親族1人につき・・・・・・1万円

○定額減税特設サイト | 国税庁 (nta.go.jp)

【バナー及びQRコード】



定額減税 特設サイト
所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

【リンク先アドレス】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

○総務省 | 地方税制度 | 個人住民税における定額減税について

【QRコード】



【リンク先アドレス】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html

○内閣官房 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置 各種給付の詳細

【QRコード】



【リンク先アドレス】

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/shosai/index.html>

問5 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和5年以前に支給されるはずの年金が、令和6年中に支給された場合
- 2 令和5年以前の年金支給額に対応する過払金を令和6年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と異なることを認識されていない場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して源泉徴収票を発行することとされています。

このため、令和6年にこのようなケースに該当した方は、令和6年中に実際にお支払いした年金支給額と源泉徴収票に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記1、2に該当された方には、令和5年以前分の源泉徴収票を別途送付しておりますので、ご確認ください。

(3) 源泉徴収票の記載項目について

問6 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。

答

(1) 令和6年分

令和6年分の源泉徴収票データは、既に税務署に提出済みのため、差し替えることは出来ません。確定申告の際に、修正したい箇所を最寄りの税務署に説明してください。

(2) 令和7年分

令和7年分の扶養親族等申告書の記載内容を訂正したい場合は、扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。

令和7年分の扶養親族等申告書をお送りしますので、年金相談窓口（☎03-3261-9850）に電話をかけていただき、「年金関係様式の送付自動受付サービス」から再交付の申込みを行ってください。

なお、お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください。

(参考) 自動音声受付の流れ

- ① 03-3261-9850 に電話をする。☎
- ② 案内ガイダンスが流れるので「1」を押す。ガイダンスの途中で押すことも可能。(年金相談窓口受付時間外は①の次に③となる。)
- ③ 「4」(扶養親族等申告書の送付) を押す。
- ④ 「1」を押す。
- ⑤ 「8594」から始まる当共済組合の年金証書記号番号14桁の番号を押す。
- ⑥ 西暦による生年月日を数字8桁で押す。←受付完了
例：昭和30年2月1日の場合は「19550201」と押す。
- ⑦ 令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を当共済組合に登録されている住所に送付。

問7 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写し

の添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問8 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

当組合への手続きは原則不要です。

住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステムから当組合に住所の変更情報が提供されることとなっております。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、平日午前9時から午後5時までの受付時間内に年金相談窓口（電話 ☎：03-3261-9850）にご連絡ください。案内ガイダンスが流れるので「2」を押すと相談員につながります。

なお、住所の変更情報は2ヶ月ごとに提供されますが、データへの反映には更に時間を要します（具体的には、9月および10月に住所変更された情報は、11月中旬に提供され、12月中旬に当組合のデータに反映されることとなります。）。

したがって、当組合からの郵便物を変更前の住所あてに送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

（4）定額減税関係

問9 私の定額減税の額はいくらだったのでしょうか。
源泉徴収票のどこを見れば分かりますか？

答

源泉徴収票の「摘要」欄に記載しています。

なお、源泉徴収票の摘要欄に記載する定額減税の額は、所得税のみとなり、住民税は記載していません。

住民税の定額減税額を確認したい場合には、お住まいの市区町村にご確認ください。

●定額減税した額

「源泉徴収時所得税減税控除済額」として摘要欄に記載

定額減税額に到達するまで、令和6年6月支給期、8月支給期、10月支給期及び12月支給期の各支給期に源泉徴収する所得税額から控除した額の合計額

●定額減税しきれなかった額

「控除外額」として摘要欄に記載

定額減税額が源泉徴収税額を上回り定額減税しきれない金額

問 10 私の所得税は3万円以下（住民税は1万円以下）です。
減税しきれない残額はどうかのでしょうか。

答

減税額が所得税額を上回り、令和6年12月支給期までに控除しきれない残額については、お住まいの市区町村から調整給付として給付が受けられる場合があります。
詳しくはお住まいの市区町村にご相談ください。

問 11 一昨年の10月に提出した令和6年分扶養親族等申告書では配偶者を申告していませんでしたが、昨年の7月から配偶者を扶養親族としました。
年金から配偶者分の減税も受けられていますか。

答

年の中途に扶養親族の異動があった場合は、控除の対象とはなりません。

問 12 私は年金を受給しながら、勤務しており給与も受けています。
勤務先の給与から定額減税の控除を受け、年金からも定額減税の控除を受けています。
重複控除になりませんか。

答

給与、年金双方から定額減税の控除を受けることとされており、この重複控除分については、確定申告で最終的な精算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告を行う義務が発生しないとされています。

（5）その他

問 13 10月に「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。

答

年金相談課調査係（☎ 03-3261-9842）にお問い合わせください。お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

問 14 10月に「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。

答

令和7年分の扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。令和7年分の扶養親族等申告書をお送りしますので、年金相談窓口（☎ 03-3261-9850）に電話をかけていただき、「年金関係様式の送付自動受付サービス」から再交付の申込みを行ってください。

お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください。

なお、変更後の申告内容の適用は、令和7年4月支給期以降となります。

問 15 源泉徴収票をマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば受け取れますか。

答

源泉徴収票をマイナポータルから受け取ることができる方は、次の条件にすべてあてはまる方です。

1. マイナンバーカードを持っている
2. マイナポータルに登録済である
3. 当共済組合に登録している住所が日本国内にある

上記にすべて該当する方は、当組合のホームページ経由でe-私書箱から源泉徴収票電子交付の申請をしていただくことで、マイナポータルから公的年金等の源泉徴収票を受け取ることができるようになります。

○地方職員共済組合ホームページ

→源泉徴収票のマイナポータル連携（e-私書箱）についてのリンク先



※マイナポータルから受け取ることができる公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月に郵送している源泉徴収票のうち、前年1年分のみです。

※毎年1月に郵送している源泉徴収票を作成した後に、遡って年金の支給額に変動が生じた場合や、遡って年金を決定した場合の内容は反映されません。

※共済組合から老齢や退職の年金の支給がなかった方には電子交付できません。
※確定申告直前に申請いただいた場合、本人特定ができない等の理由で確定申告に間に合わないことがあります。ご了承ください。

※電子交付や電子申請について、詳しくはデジタル庁及び国税庁ホームページをご確認ください。

2 在職支給停止について

問 16 再就職先から令和6年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和7年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和7年2月支給期の算定時までには、日本年金機構等から共済組合に提供される令和6年12月に支給された賞与(標準賞与額)の情報が遅れた場合は、令和5年12月に支給された賞与(標準賞与額)を直近1年間の標準賞与額として、年金の支給停止額を仮算定し、令和7年2月支給期の年金額に一旦反映させます。そして、令和6年12月の賞与(標準賞与額)の情報が共済組合に情報提供された後、令和7年4月支給期以降に差額分を調整します。

3 その他

問 17 年金受給者だよりの右上のQRコードは何ですか。

答

封入書類を管理するためのQRコードです。
年金受給者様向けのものではございません。